

**ご申請の前にご確認ください。（記入例は 2 ページ目となります。）**

**マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。**

**限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。**

- ※マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータル等での事前登録が必要です。
- ※オンライン資格確認未導入の医療機関等では、引き続き限度額適用認定証の提出が必要になります。
- ※マイナ保険証の利用であっても、被保険者が住民税非課税の場合は、別途手続きが必要です。  
申請方法については健康保険組合へお問い合わせください。

★マイナ保険証についてはこちらを確認ください。

厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



**使ってみよう！  
マイナ保険証**

